

(様式1)

職業実践力育成プログラム(BP)への申請について

申請日: 令和7年5月20日

①学校名:	藍野大学	大学(私立)	②所在地:	大阪府茨木市東太田4丁目5番4号	
③課程名:	認定看護管理者教育課程セカンドレベル				
④正規課程/ 履修証明プログラム:	履修証明プログラム	⑤定員:	35名	⑥期間:	4ヶ月
⑦責任者:	キャリア開発・研究センター長 中野 玲子		⑧開設年月日:	平成29年7月4日	
⑨申請する課程 の目的・概要:	<p>【概要】公益社団法人日本看護協会の認定看護管理者制度に基づき、認定看護管理者に必要な教育課程として定められているファーストレベル・セカンドレベル・サードレベルの3課程のうち、セカンドレベルの教育を行う。認定看護管理者制度は、多様なヘルスケアニーズを持つ個人、家族及び地域住民に対して、質の高い組織的看護サービスを提供することを目指し、看護管理者の資質と看護の水準の維持及び向上に寄与することにより、保健医療福祉に貢献している。</p> <p>【目的】セカンドレベルにおいては、看護管理者として基本的責務を遂行するために必要な知識・技術・態度を習得することを目指す。そのために、①組織の理念と看護部門の理念の整合性を図りながら担当部署の目標を設定し、達成に向けた看護管理過程を展開できること ②保健・医療・福祉サービスを提供するための質管理ができることが到達目標である。</p>				
⑩10テーマへの 該当	1 女性活躍	3 中小企業活性化	5 環境保全	7 医療介護 ○	9 起業
	2 地方創生	4 DX	6 就労支援	8 ビジネス等	10 防災危機管理
⑪履修資格:	次の①～④全ての要件を満たす者(項目③は③-1又は③-2いずれか) ①日本の看護師免許を有する者 ②看護師免許を取得後、実務経験が通算5年以上ある者 ③-1 認定看護管理者教育課程ファーストレベルを修了している者 ③-2 看護部長相当の職位にある者又は副看護部長相当※の職位に1年以上就いている者 ※副看護部長相当の職位とは、保健医療福祉に関連した組織において、看護管理を行う立場を指す ④大学入学資格を有する者				
⑫対象とする職 業の種類:	看護職(保健師、助産師、看護師)				
⑬身に付けること のできる能力:	(身に付けられる知識、技術、技能) 看護管理者として基本的責務を遂行するために必要な知識・技術・態度 (得られる能力) 1.看護現場における問題発見の能力 2.問題の要因を追求する能力 3.問題に対する方策を考える能力 4.ロジカルシンキング能力 5.実践力 6.コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力、交渉術 7.それを次に生かす能力				
⑭教育課程:	ヘルスケアシステム論Ⅱ:社会保障制度、保健医療福祉サービスの現状と課題、ヘルスケアサービスにおける多職種連携について、講義を通して学び、保健医療福祉サービスを提供するために必要な知識、方法を習得する。 組織管理論Ⅱ:組織マネジメントの実際、看護管理における倫理について講義及びグループワークを通して学び、組織の理念、看護部の理念の整合性を図りながら、目標を設定し看護管理過程を評価し達成に向けた方策を見出す。 人材管理Ⅱ:人事管理、労務管理、多職種チームのマネジメント、人材育成のマネジメントについて講義及びグループワークを通して学び、組織の理念や部署目標を達成するための人材管理の知識・技術・態度を身につける。 資源管理Ⅱ:経営資源と管理の実際、看護管理における情報管理について講義を通して学び、部署目標の設定・達成のための情報の活用方法を習得する。 質管理Ⅱ:看護サービスの質保証、安全管理について講義及びグループワークを通して学び、質の高い看護サービスを提供するための看護課程展開方法を習得する。 統合演習Ⅱ:地域連携を理解するための他施設実習を行い、かつ教科目で学習した内容を統合・活用して自部署の組織分析をし、グループワークを通して課題を明確にして実践可能な改善計画を立案する。				
⑮修了要件(修 了授業時数等):	カリキュラムで定められている全ての教科目において合格すること				
⑯修了時に付与さ れる学位・資格等:	履修証明書、認定看護管理者教育課程セカンドレベル修了証書				
⑰総授業時数:	180	時間	⑱要件該当 授業時数:	171	時間
			⑲要件該当授業時数 /総授業時数:	95	%
⑱該当要件	企業等	双方向	○	実務家	○
			○	実地	○

⑳成績評価の方法:	【評価方法】各教科目ごとに筆記又は課題レポートによる試験を行う。 【成績評価】A(100～80点)・B(79～70点)・C(69～60点)・D(59点以下)の4段階で評価し、C以上を合格とする。 ※出席時間が各教科目規定の4/5に満たない場合、試験(再試験含む)を受けることは出来ない。
㉑自己点検・評価の方法:	学校教育法第109条第1項に定める評価を実施する。日本看護協会の規定に基づき、教育の質の維持・改善のため、「認定看護管理者教育課程教育運営委員会」(認定看護管理者教育課程の運営に係る事項を審議する委員会。R5.4現在、法人内委員3名及び法人外委員4名(うち3名は近隣病院の看護部責任者。1名は近隣他大学の看護管理教育従事者)で構成されている。)において、毎年度、本教育課程の自己点検・評価を行っている。自己点検・評価の結果についてはキャリア開発・研究センターのホームページにて公開する。
㉒修了者の状況に係る効果検証の方法:	【アンケート①終講時】受講終了時に、受講者全員に対し、匿名で受講アンケートを行う。アンケートの項目としては、施設・設備、開講時期・曜日、カリキュラムや時間割の組み立て、授業内容の難易度設定、学習サポート体制、実務への役立ち等、様々な観点から受講満足度及び受講効果の評価が出来るよう、設問を組み立てている。 【アンケート②修了の翌年度】修了の翌年度に実施するフォローアップ研修において、受講開始時・受講後の就業状況の変化についてアンケートを行う。また、受講後に職場に戻ってから受講で得たことがどう発揮されたかなど、受講効果について一人ひとり報告してもらっている。 【効果検証】「認定看護管理者教育課程教育運営委員会」において上記の結果をまとめたもの及び、受講者の各教科目の成績や出欠状況一覧も加えて参考にし、受講者選考が公正であったか、教育内容が適切か、修了判定が公正であったか、高い教育効果が発揮されていたかも含め、教育課程の効果を検証している。自己点検・評価の結果についてはキャリア開発・研究センターのホームページにて公開する。
㉓企業等の意見を取り入れる仕組み:	(教育課程の編成) 当教育課程は、公益社団法人日本看護協会の認定看護管理制度に基づき、教育機関としての認定を受けて行っているものであるため、協会によって示されたカリキュラム基準(授業科目、単元、単元ごとの教育内容、教科目全体の時間数等)を遵守して実施しており、定期的に認定確認・更新の審査(書類審査及び現地視察)を受けている。 協会の示すカリキュラム基準が変更となった場合や、認定確認・更新の審査時等において実施教育内容について意見等があった場合、「認定看護管理者教育課程教育運営委員会」においてそれを検討し、反映させている。 (自己点検・評価) 「認定看護管理者教育課程教育運営委員会」において、1.受講者に実施したアンケート結果、2.近隣施設・受講者所属施設のヒアリング結果、3.昨年度修了者を対象としたフォローアップ研修実施結果を基に、当該年度の教育課程の評価を実施し、次年度の教育計画に反映させている。
㉔社会人が受講しやすい工夫:	繁忙期以外、土曜日含む週3回の分散型開催、施設へのヒアリング ※当教育課程は、施設(病院等)の看護管理者の養成を行う目的から、ほぼ全ての受講者が在職者である。そのため、教育課程の開設前に100施設以上の病院の看護部長を訪問し、スタッフが研修に出やすい(施設が研修を許可しやすい)時期は何月頃か、また週何日で何曜日の開講が望ましいのか、の聞き取りを行った。その結果、木金土の週3日で、かつ8月～2月のニーズが高いという情報を得たため、開講以来、そのような形態で講習を行っている。 平成26年度の教育課程開設前だけでなく、現在に至るまで、毎年度、施設訪問での聞き取り調査は続けており、施設側のニーズに応じて、受講時期や形態等を設定する予定である。
㉕ホームページ:	https://cdr.aino.ac.jp/

事務担当者名:	木藤 沙織	担当部署:	大阪茨木キャンパス事務局 大学事務センター 学生支援グループ
事務担当者 連絡先:	(電話番号) (担当係E-mail)	072-627-7878 cdr@kanri-u.aino.ac.jp	

- *パンフレット等の申請する課程の概要が掲載された資料を添付してください。
- *様式に記載いただいた内容と欄外の「※集計用データ(文部科学省使用)」に記載の内容が、一致しているかを必ずご確認ください。